宮古島市バリアフリー基本構想

概要版

平成 25 年 3 月 宮古島市

バリアフリー基本構想策定の背景と目的

我が国においては、障がいのある人もない人も"誰もが一緒に"生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念やあらゆる人が利用できることを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しつつあります。

また、急速に進む高齢化への対応が求められているなか、高齢者や障がい者等が活力ある生活を送れるような生活環境の整備が急務となっています。こうした社会背景のもと、移動の円滑化に関する法律として、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が平成 18 年 12 月 20 日に施行され、まちの一体的・総合的なバリアフリーを推進する制度が確立しました。

宮古島市では、このバリアフリー新法に基づき、生活関連施設及び観光施設を中心とした地区での重点的・一体的なバリアフリー化の促進を目的とします。

バリアフリー基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー新法にもとづいて策定し、高齢者や障がい者の方々にとってやさしいまちづくりの実現を目指します。上位計画や関連計画を踏まえ策定することとし、また行政だけでなく市民や関係機関の連携、協力を図りながら、施策や事業を推進します。

本構想の目標年次は平成35年(本構想策定から10年間)とし、基本構想に従いバリアフリー化を推進します。なお、バリアフリー化を行う事業及び整備時期等については、事業着手が可能なものから順次行い、平成35年までに事業着手が困難な場合には、平成35年以降もバリアフリー化に取り組むものとします。

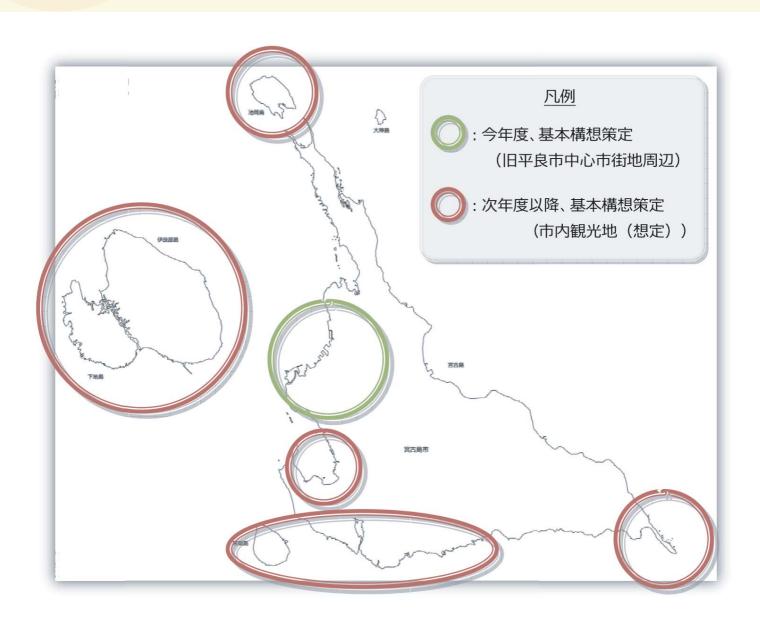
宮古島市におけるバリアフリー基本構想の位置づけ

基本構想は、重点整備地区における事業実施の基本的な考え方を示した「事業実施の基本的な考え方」とバリアフリー化を重点に進めるべき地区を示した「重点整備地区の設定」、基本構想の実現に向けての「特定事業およびその他の事業の実施」により構成されています。

また、バリアフリー基本構想を策定するにあたって、海浜や干潟など優れた島 しょ環境に恵まれた沖縄県内でも有数の観光地である宮古島においては、観光のバ リアフリーは必要不可欠です。

したがって、本市では、市民の日常利用に加えて、観光客の利用を想定した市全体のバリアフリー化を目指します。

宮古島市におけるバリアフリー化の流れ



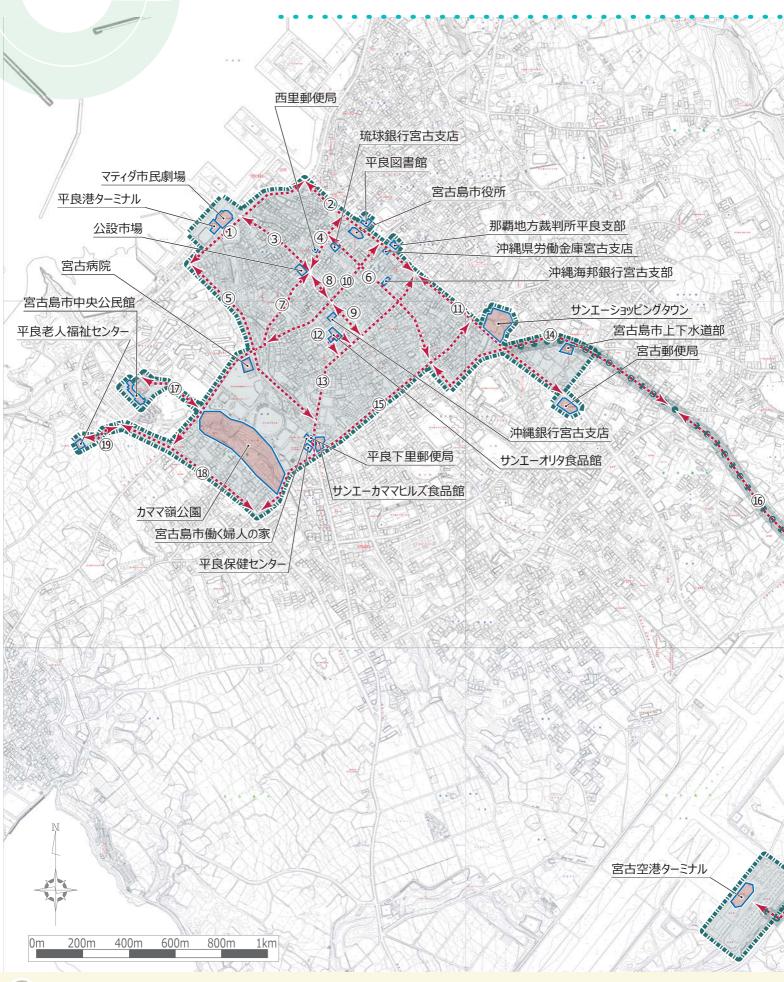
今年度

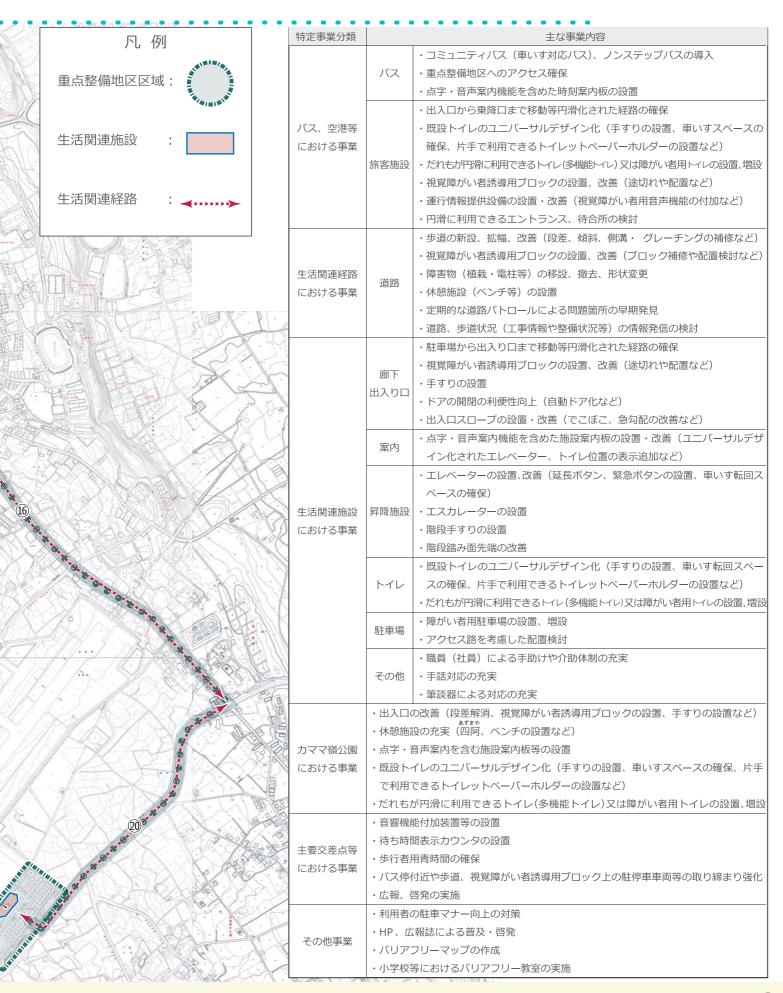
優先度が高い旧平良市中心市街地 周辺を「重点整備地区」として位置づけ、 市全体のバリアフリー化に向けたモデルとな るよう、バリアフリー基本構想を策定

次年度以降

市内の各観光地(池間島、伊良部島、与那覇干潟、来間島、東平安名崎等)について、観光地ごとのバリアフリー基本構想を策定

重点整備地区および事業内容





市全体のバリアフリー化の実現に向けて

協議会による継続的なバリアフリーの推進

本構想策定後は、PDCA (plan:計画→do:実行→check:評価→action:改善) サイクルにもとづいて、バリアフリー化事業を推進していくこととし、市全体のバリアフリー化の実現に向けて、協議会を継続し、地区の特定事業の進捗確認を行うとともに、宮古島市全体及び重点整備地区における事業進捗並びに整備後のモニタリングを実施します。また、管轄の違いによるバリアフリー上の問題発生(管轄の違う道路の接続部における段差など)を解消するため、国・県・市・特定事業者相互の事業の整合を図るなど、モニタリング結果を踏まえた事業推進のための助言等を関係事業者等に対して行っていきます。

また、移動円滑化基準に適合した施設整備または改修であっても、細かい配置や使い勝手など、施設を実際に利用する当事者にしかわからない問題が発生する可能性もあります。したがって、協議会が中心となって、可能な限り当事者が設計段階に関われるような事業計画体制を確立します。

心のバリアフリーの取り組み

ワークショップやまち歩きにおいて障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活 を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするた め、幅広い市民参加による各種の啓発・広報活動及び児童生徒や社会人などを対象に様々 な機会を活用した幅広い教育活動を推進します。

取り組み項目	取り組み内容
パンフレット の作成・配布	バリアフリー情報の提供や移動に困っている方への接し方、介助の仕方等の周知、放置自転車や路上占有物が障害物となっていることへの理解を深めることを目的として、パンフレットやポスター等を作成し、小学校などへ配布します。
バリアフリー関連情報 の提供	市や公共交通事業者等のホームページ、市の広報等を活用し、市のバリアフリー化の 状況報告、放置自転車や路上占有物をなくすことを目的として、市 HP や広報誌を利 用した P R 等を実施します。
情報交換・交流機会の創出	情報交換会等、意見交換や交流機会の場を創出します。
バリアフリーマップ の作成	本市、公共交通事業者、通り会、市民等の連携によって、店舗や周辺道路のバリアフリー化の状況を示したバリアフリーマップを作成し、市民や観光客等へ配布します。
地域活動の支援	自治会や NPO、障がい者団体等の独自の点検など、バリアフリー化に向けた地域の活動を支援します。
バリアフリー教室等 の実施	市内の児童や学生、市民や各事業者等に向けて、広く様々な方に車いす等を実際に体験し、移動に制約を受ける状況や支援の必要性について理解を深めることを目的として、バリアフリー教室等を実施します。
まち歩き点検等の実施	車いす体験等の疑似体験を含む、一般市民参加によるまち歩き点検調査等を継続して 実施します。
放置自転車、占用物等の指導・取締り	本市、公共交通事業者、通り会、市民等が連携を図り、商品、看板等の路上占有物、 放置自転車の実態の把握と防止を目的として、定期的に点検を実施するとともに、そ れらに対する指導、または撤去等の取締りを実施します。

重点整備地区以外の地区での取り組み

今後、観光客の増加が見込まれる本市においては、拠点となるような多くの観光 客が集まる観光地においても、バリアフリー化施策の展開が必要です。

旅行者を迎える観光地側として、旅行者の立場に立って、ユニバーサルデザインの考え方にもとづく施策を展開していくことで、観光まちづくりの活性化にもつながります。

「観光のユニバーサルデザイン化 手引書」(国土交通省総合政策局) においても、「観光のユニバーサルデザイン化に取り組むことは、新たな観光需要となる可能性がある」ことが示されており、「*ユニバーサルデザインの 7 原則」にもとづいて、観光のユニバーサルデザインに活かす要素と旅行者の効用を以下のように示しています。

*ユニバーサルデザインの 7 原則 公平性 安全性 柔軟性 省体力 単純性 スペース確保 わかりやすさ

観光のユニバーサルデザインに活かす要素と旅行者の効用

考え方	①公平性	すべての旅行者は、公平に旅行参加の機会がある
	②多様性	多様な旅行者の状態や要望に合わせて、いろいろな選択肢が準 備されている
	③柔軟性	旅行者の要望に合わせて、臨機応変に柔軟な対応を工夫する
	④安心性	旅行者の要望を的確に把握し、旅行者が精神的余裕をもって接 することのできる技能をもつ
機能	⑤連続性	旅行者への移動サービスや人によるサービスが途中で途切れた り、なくなったりしない
	⑥理解のしやすさ	旅行者への適切な情報提供を行い、用意に判断できる情報内容 に心がける
	⑦価格合理性	旅行者の利便性の増進と旅行内容に応じた価格を設定する
	8安全性	災害時、緊急時の救援体制や医療体制の整備を行う
	9空間的余裕確保	旅行者の必要とするスペースを確保する
効用	⑩旅の感動	旅行先での観光体験から旅の感動を得る
	⑪五感による楽しみ	視覚、触覚、味覚、嗅覚、聴覚の五感から楽しみを得る
	迎時間的余裕	時間的ゆとりをもって、ゆっくり旅を楽しむ

宮古島市バリアフリー基本構想

概要版平成25年3月

宮古島市建設部都市計画課宮古島市下地字上地 472-39

電話:0980-76-6507 FAX:0980-76-2444